

全国厚生労働関係部局長会議

令和5年1月
子ども家庭局

《 目 次 》

1. こども家庭庁の設立について	5
2. 出産・子育て応援交付金について	15
3. 改正児童福祉法の施行について	21
4. 保育の充実等	
(1) 保育人材の確保について	31
(2) 待機児童対策について	37
(3) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりについて	43
(4) バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策について	49
(5) 保育所等における虐待等に関する対応について	61
5. 放課後児童クラブについて	67
6. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	
(1) 児童虐待防止対策の強化について	75
(2) ヤングケアラーの支援について	83
(3) 社会的養育の充実について	87
(4) ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	99
7. 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進	109
(参考) 照会先一覧	129

(4)バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する 緊急対策について

静岡県牧之原市の認定こども園における事案概要

1. 発生日

令和4年9月5日（月）

2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園（静岡県牧之原市）

※幼保連携型認定こども園

3. 事故状況

- 朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

<経過>

- 8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
- 8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
- 運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- 14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- 14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

関係府省会議の開催等

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催（構成員）

議長 こども政策担当大臣

- ・内閣官房こども家庭庁設立準備室長
- ・内閣府子ども・子育て本部統括官
- ・文部科学省総合教育政策局長
- ・厚生労働省子ども家庭局長

※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

<経過>

- ・9月9日 総理指示
第1回関係府省会議開催
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始（国が点検項目を提示）
 - ・9月15日 送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察
 - ・9月20日 第2回関係府省会議開催（有識者からのヒアリング）
 - ・駒崎弘樹 全国小規模保育協議会理事
 - ・渡邊正樹 東京学芸大学教職大学院教授
 - ・吉川優子 吉川慎之介記念基金代表理事
 - ・9月29日 第3回関係府省会議開催（先進自治体・有識者からのヒアリング）
 - ・鳥取県
 - ・福岡県
 - ・内野光裕 学校法人内野学園理事長
 - ・前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授
⇒「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」（こども政策担当大臣指示）
 - ・10月12日 第4回関係府省会議開催
⇒緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ
- (今後の予定)
- ・12月下旬以降 第5回関係府省会議開催
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。

③ 安全管理マニュアルの作成

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

④ 早期の子どもの安全対策促進に向けた「子どもの安心・安全対策支援パッケージ」

- (1)送迎用バスへの安全装置導入支援
- (2)登園管理システムの導入支援
- (3)子どもの見守りタグ（GPS）の導入支援
- (4)安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1) の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2) 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 國土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、
代替措置で可



<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

令和5年4月1日

令和6年4月1日

安全装置の装備に向けた補助に関する主な共通的事項

1. 対象となる安全装置

保育所等について装備が求められる安全装置と一致

- 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合するもの
- 今後、適合する装置を一覧化したリストを作成・公表予定。当該リストを参考に選定することが可能

2. 対象となる自動車の種類

保育所等について義務付けられる自動車の種類と一致

- 通園・通学等の送迎用のものが対象
- 直営か委託かは、問わない（装備する者は対象施設の設置者であることが原則）
※リースの場合は、装置導入に伴うリース料増額分を定額の範囲内を上限に補助

3. 補助額

1台ごとに定額（具体的な金額は、今後、市場動向等を踏まえて設定）

※複数台を運行する場合は、各台について補助

- 送迎用バスへの子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

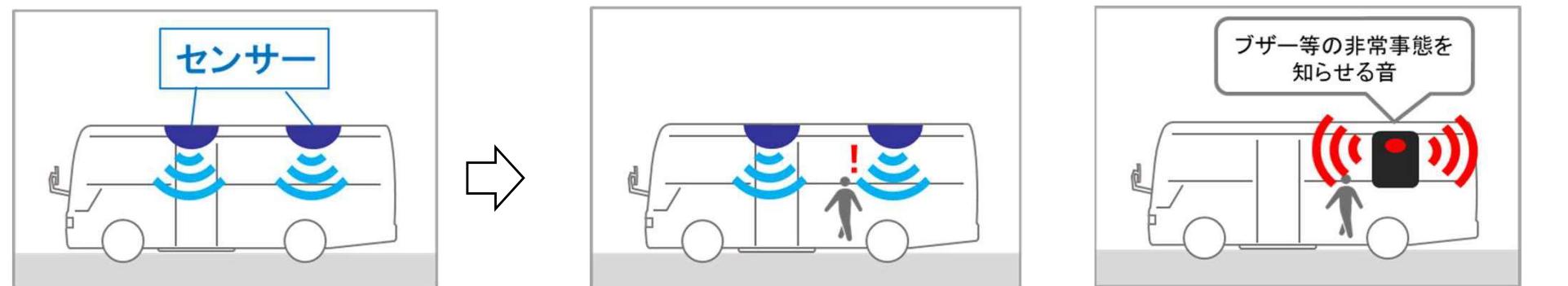


エンジン停止後、運転者等に
車内の確認を促す車内向けの警報

車内を確認し、運転者等が車両後部の
装置を操作すると警報が停止

確認が一定時間行われない場合、
更に、車外向けに警報

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に
センサーによる車内の検知を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、
車外向けに警報

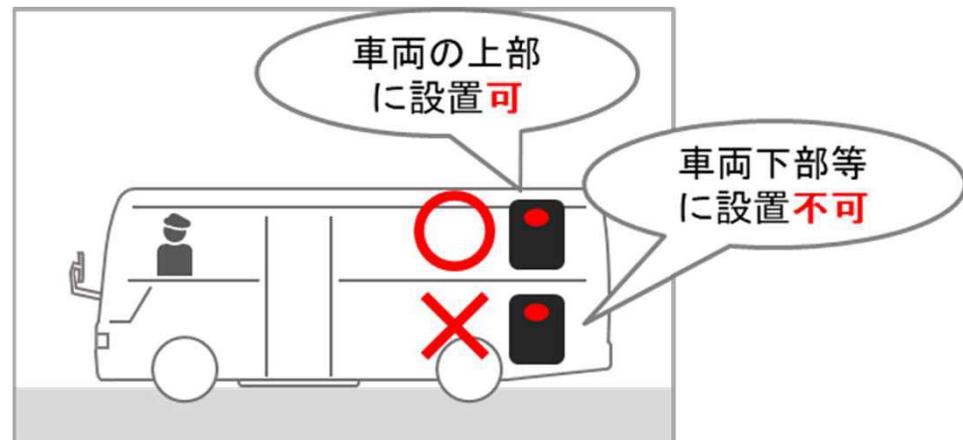
ガイドラインにおいて規定された主要な要件

- ①運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

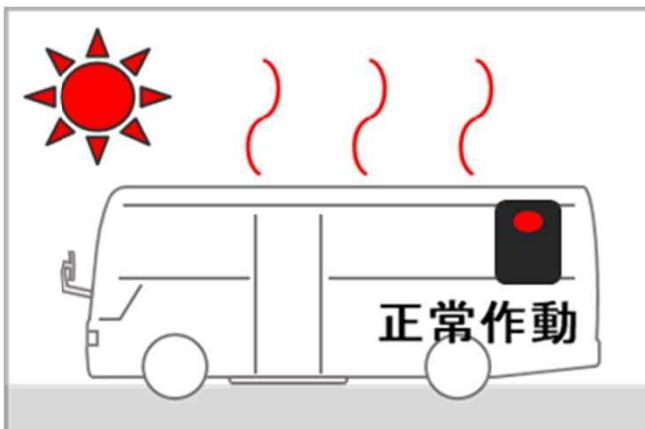


- ②こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



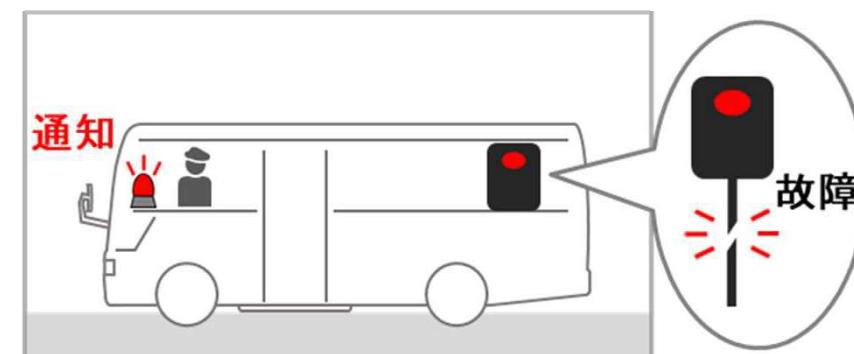
- ③十分な耐久性を有すること

例)-30～65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること*

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスマートガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくることが想定される。これらの意見や静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、被害者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

「子どもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

<内閣府・文部科学省・厚生労働省予算>

令和4年度第2次補正予算案：234億円（うち子ども家庭局分122億円）

1 事業の目的

- 「子どものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」に基づき、送迎用バスの安全装置改修等への支援等を内容とする「子どもの安心・安全対策支援パッケージ」を推進し、子どもの安心・安全を確保する。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

(1) 送迎用バスへの安全装置の導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

装備が義務化されるブザーなど（※）、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修を支援
※置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインに準拠するものに限る

(2) 登園管理システムの導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入を支援

(3) 子どもの見守りタグ（GPS）の導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

安全対策に資するGPSを活用した子どもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援

(4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等（内閣府計上）

- ・安全管理マニュアルの理解が深まるよう、説明動画を作成するとともに研修の実施を支援
- ・送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

【対象施設】

保育所、認定こども園（幼稚園型認定こども園以外）、地域型保育事業所、広域的保育所等利用事業を行う者

認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

(5)保育所等における虐待等に関する対応について

静岡県裾野市における保育所の事案について

1. 事案の概要

- 裾野市の私立さくら保育園（設置者：社会福祉法人桜愛会）において、不適切な保育が実施されていたことが判明。関与していた3人の保育士は、令和4年12月4日に、静岡県警により暴行の疑いで逮捕。
- 市は令和4年8月に通報を受け、園を指導していたものの、県に報告したのは同年11月下旬。

（不適切な保育の内容）

- ロッカーに入って泣いている園児の顔を携帯電話（個人所有）で撮影
- 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする 等

2. 国における対応

- 厚生労働省としては、令和4年12月7日に事務連絡を発出し、以下の内容について周知・徹底を通知。
 - ①保育所等における虐待の発生防止を改めて徹底すること
 - ②虐待が疑われる事案が発生した場合の行政への速やかな情報提供・相談等
 - ③行政における迅速な事実確認の実施
 - ④保育士の資格の取消についても十分な事実確認の上で適切に対応すること
- ※ ①～③は、令和3年3月にも、「不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引き」を作成し、周知・徹底を依頼
- また、今後の対応に活かすため、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態や、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な実態調査を令和4年12月27日から開始（詳細は次頁）。

保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査について①

1. 調査趣旨

- 保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
- 本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
- 併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

2. 調査項目 ※調査時点は、令和4年度（令和4年4月1日～12月31日の開所日）

（1）自治体等調査（国立大学法人／都道府県／市町村）

- 個別事案（件数や把握の経緯、対応状況等）
- 自治体等における体制等
 - ①相談窓口の整備と周知、②事実認定等の手順の策定、③自治体内での情報共有、④市県間の連携体制、⑤事実確認後の対応
- 虐待等の不適切な保育の未然防止
 - ①ガイドライン等の策定・周知、②啓発や研修等の実施、③通報等が行いやすい環境整備、④保育者支援の観点からの園へのサポート

（2）園調査

- 個別事案（件数や対応状況等）
- 園の体制等
 - ・自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
 - ・手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
 - ・虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート

3. スケジュール

- 令和4年12月27日 調査開始
- 令和5年2月3日 回答締め切り

保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査について②

- 自治体等に対しては、以下の事項を調査。
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数（令和2年度の調査研究事業と同様）、把握の経緯、対応状況等
 - イ アの内数として、「虐待」と確認した事案の件数（①身体的、②性的、③ネグレクト、④心理的別）、把握の経緯、対応状況等
- 園に対しては、以下の事項を調査
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数
 - イ 当該事案を把握した後の園としての対応（園内での再発防止策の検討や自治体へ相談等を行った件数）

(※1) 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり

(※2) 「虐待」の行為類型

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）

（虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第三十三条の十（略）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 **※身体的虐待**
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 **※性的虐待**
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 **※ネグレクト**
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 **※心理的虐待**

（1）児童虐待防止対策の強化について

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント (令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

＜児童相談所＞	令和4年度実績	目標	増員数
児童福祉司	5,780 人程度	→ 6,850 人程度 (令和6年度)	令和5・6年度で + 1,060 人程度
児童心理司	2,350 人程度	→ 3,300 人程度 (令和8年度)	令和5～8年度で + 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

1.総論

(Q & Aの構成)

- ・ 本Q & Aは、
 - ①宗教の信仰等に関する児童虐待の事例
 - ②児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項
 - ③関連する支援等を整理。

(基本的な考え方)

- ・ **背景に宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおくるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。**
- ・ **児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q&Aで示す例示を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべき。**

(保護者以外の者への対応)

- ・ **児童虐待行為は、暴行罪、強制わいせつ罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、保護者以外の者が保護者にこれらを指示・唆したりする行為は、これらの罪の共同正犯、教唆犯、帮助犯が成立し得るため、躊躇なく警察に告発を相談すべき。**

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知)

児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q & Aで示している以下の例示を機械的に当てはめるのではなく、子どもや保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要があります。また、その際には子どもの側に立って判断すべきです。

身体的 虐待	<ul style="list-style-type: none">・宗教活動へ参加することを体罰により強制する・宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ・長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※心理的虐待、ネグレクト）
心理的 虐待	<ul style="list-style-type: none">・言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する（※ネグレクト）・言葉等により恐怖をあおる等により宗教の布教活動等を強制する・合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に高校への就学・進学を認めない（※ネグレクト）・大学への進学、就学に関し、言葉でおどす等により禁止すること・児童のアルバイト代、高校・大学等への進学のための奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかに児童の生活等につながらない目的に消費する・言葉による脅しや無視する等の拒否的な態度をとる等により進学や就職を制限
性的 虐待	<ul style="list-style-type: none">・教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える・宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する（※ネグレクト）
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none">・社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうこと（※心理的虐待）・宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、小・中学校への就学・登校・進学を困難とさせる・医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血等）を行わせない・適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する（※心理的虐待）・奉仕活動や宣教活動等の活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加のために養育を著しく怠る・宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

3. 虐待対応や自立支援に当たっての留意事項

- ・ 宗教等に関する児童虐待を受けている児童は、宗教等の教義の影響を強く受けている場合があるため、自らの状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要。

ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考え方について指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。
- ・ 満18歳以上の者から相談があった場合には、自立援助ホームなどの利用について紹介を行い、本人の希望に基づいて入所などの対応を検討することが必要。また、自立援助ホーム等の利用を希望しない場合でも、**18歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要**であり、本人の抱える課題を確認し、法テラス、福祉事務所等の関係機関・団体等への繋ぎなど必要な連絡調整等を実施することが必要である。
- ・ 個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきであるため、**一つひとつ**の行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もある。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

4. 想定される公的な支援策・相談窓口

(相談先が分からぬ場合)

⇒ 法テラス「靈感商法等対応ダイヤル」

(金銭・法的トラブルを抱えている場合)

⇒ 弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口

(高校生等への修学支援)

⇒ 授業料支援 (高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金)

(大学等への進学支援)

⇒ 高等教育の修学支援新制度 (授業料の減免措置、給付型奨学金)

(生活困窮の場合)

⇒ 生活困窮者支援に関する相談窓口、一時生活支援事業、ハローワーク（就職支援）、地域若者サポートステーション

(心のケアが必要な場合)

⇒ 精神保健福祉センターにおける電話相談、よりそいホットライン

(学校における教育相談)

⇒ スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる関係機関の仲介、24時間子供 SOSダイヤル

※児童に対する相談支援等のために児童相談所が助言を仰ぐことができる専門機関について確認中